



# 犯罪被害者等支援制度

～ひとりじゃない～

知っていますか？

市は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進するため、伊丹市犯罪被害者等の支援に関する条例（平成30年伊丹市条例第51号）を制定しました。

平成31年（2019年）4月1日施行

（ただし、第10条及び第11条の規定は、公布の日（平成30年（2018年）9月26日）から施行）



犯罪にあわれた方やそのご家族が、再び平穏な生活を取り戻すためには、地域の皆様のご理解とご支援が必要です。

## 伊丹市による主な支援施策

### 〈対象〉

#### 特定犯罪被害者及びそのご遺族

特定犯罪被害者とは…

- ・被害時に伊丹市民であった。
- ・療養期間が1か月以上かつ入院3日以上
- ・国内で平成30年（2018年）9月26日以降に特定犯罪行為により被害を受けた…他

■支援金の支給 ■家事援助に要する費用の補助

■一時保育に要する費用の補助

■転居に要する費用の補助

■家賃の補助

詳しくは、同和・人権・平和課のホームページをご覧ください。



### 伊丹市犯罪被害者等支援総合相談窓口

市民自治部 共生推進室 同和・人権・平和課

TEL:072-767-1063

平日 9:00～17:30  
（土・日、祝日、12/29～1/3を除く）

伊丹市犯罪被害者等支援

### 兵庫県警察被害者支援室

（サポートセンター）

TEL:0120-338-274

月曜～金曜 9:00～16:00

（祝日、12/29～1/3を除く）

- ・犯罪被害給付金制度や各種支援制度の相談
- ・こころの悩み相談、カウンセリング



### 公益社団法人

#### ひょうご被害者支援センター

（兵庫県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体）

- ・弁護士や臨床心理士等による相談
- ・裁判所や病院等への付き添い
- ・裁判傍聴等の支援

犯罪被害全般 TEL:078-367-7833

月・火・木・金 10:00～16:00  
（祝日、12/28～1/4、8/12～16を除く）

性被害全般 TEL:078-367-7874  
（ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」）

月～金 9:00～17:00  
（土・日、祝日、12/29～1/3を除く）

